平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	No 14		<u>府省庁名</u>						<u> </u>	閣府	政策統括官	了(沖縄担当)		
対象税目		個人	、住民税	法人住民	税事業	税	不動産取得税	固定資	隆 稅	事業所税	その他	()	
要項目		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長												
要望(概		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税 所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。										法人税及び		
関係	条文	・特例措置の内容 国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する 地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、 同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 同法第313条第2項												
減 見辽			『年度』 双正増減』	収額] -	(•	2)	[平年度	₹]		(2) (単位:百	万円)
要望	理由	急 は、 こ	新たな このため	るアジア <i>の</i> リーディン 、高付加値	ノグ産業の 1値型の-	:し 5の	する沖縄にとって大きなポテン で大きなポテン づくり企業や! し、もって沖約	ノシャル ノペアセ	ァを有し マンタ-	っている。 −等の国際 ^特	物流拠点	点産業	の集積を図	図ることで、
		(2) 施策の必要性 沖縄では、急速に成長する中国、インド、ASEAN 等のアジア諸国の中心に位置する地理的優位性を活かし、沖縄の国際物流拠点化、国際物流拠点産業の新たなリーディング産業への育成等を実現すべく、国際物流拠点産業集積地域を中心に様々な取組を進めている。 その結果、近年では、2009 年 10 月に開始された国際貨物ハブ事業等の成果もあり、那覇空港の国際貨物取扱量が成田空港、関西空港、羽田空港に次ぐ規模となっている他、平成 26 年度の税制改正による措置適用の要件緩和等により、那覇空港や那覇港湾、中城湾港周辺に製造業・物流業等の企業が集積し始めるなど、沖縄の国際物流拠点化は着実に進展している。 今後も本制度を活用することにより効果的に企業誘致を進め、達成目標の早期実現を図りたい。												
本要 対応 縮源	する													
									ペード	<u>ن</u>		1 4	4—1	

		策体系におけ	【政策】11 沖縄政策の推進								
合理性	_	政策目的の位	【施策】①沖縄政策に関する施策の推進								
		付け									
	-	策の	・進出後に税制を活用した企業数の増加								
	達	成目標	・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加								
		税負担軽減措	平成34年3月31日までの5年間								
		置等の適用又									
		は延長期間									
		同上の期間中	平成 33 年度								
		の達成目標	・進出後に税制を活用した企業数 30 社								
			・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870人								
性			(平成 24 年度~平成 27 年度)								
			・進出後に税を活用した企業数	1106	1107	٦					
			H24 H25	H26	H27	_					
			企業数 2社 2社	5 社	3 社	_					
	政策目標の		※国税を活用した企業数。	25年11世界の第四	中能団木の針田に						
	達	成状況	※平成24年度及び平成26年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務 省)から引用。平成27年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果から引用。								
			有/ がらが用。十成 27 平度に がいは、沖神	宗门关心7正未7		たがららい。					
			・上記の企業進出に伴う雇用者数の増加 175 人								
			・工記の正来進出に行り雇用有数の増加 173 人 ※沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去3年間に税制を活用した企業6社における雇用者								
			数。(平成28年7月末現在)								
	要	望の措置の	今後は、平年度22件の活用を見込む。(上記達成目標実理	見等の仮定のもの	とでの試算。)					
	適用見込み										
有	要望の措置の		本特例措置を通じて、高付加価値なものづくり企業や物流企業などの進出を促進するととも								
効	安全の指置の 効果見込み		に、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。								
性		(手段としての	また、企業進出や事業展開を支援することによって、国際物流拠点産業の集積を促進し、沖								
		効性)	縄県の産業・貿易の推進につなげていく。								
			・法人税及び所得税の軽減								
			・ 法人税及び所得税の軽減 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税に								
			よる減収補填措置								
	当	該要望項目	・事業所税の軽減								
	以外の税制上の		・貿易手続きの簡素化								
	支	援措置	(1) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減								
			(2) 関税の課税物件の確定に関する特例措置								
			保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税につい								
			ては製品課税又は原料課税のいずれ	かを自由選択でき	きる。						
相	_	・算上の措置等	-								
当		要求内容									
性	及び金額 上記の予算上 の措置等と										
			-								
		要望項目との 関係									
	\square	月下	┃ ┃ 本特例措置を通じて、企業進出を促進し	車業屈胆丸士坪-	ナスニレ(ナー)豆(
						ホが 川沙は 生未り 朱					
	_	望の措置の	積や雇用創出につながり、政策目的を達成する手段として有効である。 なお、本特例措置は、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて設備投資を行								
	妥	当性	うことを後押しするものであり、補助金等にみられるようなモラルハザードを抑制する効果を								
			上げることができ、必要最小限の措置とな			- C/141/ G/M/KC					
		ページ		1 4—2							
				-							

		(過去3年間の適用実績)										
		、過去3年間の過 角失順 が (単位:百万円)										
		項	目		H24	H25	H26					
	t th	法人住	民税 適用	額	3	3 2	2					
	地方税	個人住	民税 適用	額	-		_					
14 A IO to 14 II	税	事業税	適用	額	1	0	2					
┃ 税負担軽減措 ┃ 適用実績		事業所	锐 適用	額	(0	0					
週 州夫棋	※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状											
	況等に関する報告書」 (総務省)。											
	※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。											
	※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでい											
		న్ _ం										
		※事業所税については那覇市のみの措置。										
l -		※算定できないものについては「-」と記載。										
「地方税に	こおける		26 年度		#= 1:16.1	L-141 1441	╸╾╩╓┸╬┸╧┢					
税負担軽源	咸措置等	・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控										
の適用状況		除 法人住民税 827 千円、事業税 ― は 23 つけり 1 かまり の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の										
する報 告 書	引に	・沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除										
おける適用	1実績	法人住民税 812 千円、事業税 1,618 千円 ※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。										
									加速はみま並の2位NF			
		平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の企業の増加率は改正前の2倍以上 に増加し、これに伴い県内からの搬出額も順調に推移していることから、本特例措置が企業の										
		進出や事業展開、ひいては国際物流拠点産業の集積に一定程度効の効果があったものと推察さ										
		れる。										
		なお、沖縄県が実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点では、参加企業 271 社の 48%が「税の優遇制度」と回答しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。 (直近4年間の企業数、雇用者数、搬出額の推移)										
4V & 10+0-11	٠											
税負担軽減措		- I										
用による効果 しての有効性				平成 24 年度	平成	艾25 年度	平成 26 年度	平成 27 年	<u> </u>			
	E)	立地企	上業数		50	53	60		73			
		(増加企	業数)		3	3	7		13			
		(増加率	•	6.4	! %	6.0%	13.2%		1.7%			
		搬出客	頁	9,78	80	11,589	12,176					
		(沖縄県の企業アンケート調査より)										
		※上記企業数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧										
** = = = = = = = = = = = = = = = = = =		うるま地区に限定した件数。搬出額は当該地区の実績。										
前回要望時の)		・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成33年度までに260社とする。									
達成目標		・国際物流拠点産業の雇用者数を平成 33 年度までに 5, 400 人とする。										
前回要望時が	_	前回要望時(平成 25 年度)の最新データである平成 24 年度実績では、新規立地企業数(累										
達成度及び目		計) が50 社、雇用者数が721 人であったが、平成27 年度にはそれぞれ73 社、992 人まで増加										
達していない	・場合の埋	しており、一定の進展が見られる。 しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。										
							で正来立地へ	惟用剧山寺	の促進が必要な状況。			
	〇平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充											
		O₩#	•特別自由貿易地域 創設									
゠ゎナゔ゙゙゙゙゙゙゚゠	更望経緯		〇平成 14 年度 · 自由貿易地域·特別自由貿易地域 延長									
これよ ごの労		〇平成 19 年度 · 自由貿易地域·特別自由貿易地域 延長										
		〇平成 24 年度 · 国際物流拠点産業集積地域 創設										
		・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 ○平成26年度・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)										
		し十八	, 40 千戌	一当际物流的	で			付当り、担川寺	,			
	ページ					1	4—3					